

シリーズ「ちょっと気になる」

② 統合失調症

について

統合失調症ってなに？

統合失調症とは、2002年までは精神分裂病と呼ばれ、原因が分からず不治の病だと考えられていました。しかし、近年では思考や感情などの精神機能のネットワークが上手く働かなくなる脳の機能障害であることが分かり、薬やリハビリで良くなることになってきました。また、10代から40代くらいまでの比較的若い世代に発症しやすく、日本では約100人に1人の割合でかかるとも言われています。

どのような症状がでるの？

代表的な症状は、実在しない人の声が聞こえたり、現実にはないものが見えるなどの「幻覚」と、周りで自分の悪口を言われていると思う被害妄想などの「妄想」があります。他にも頭が混乱して思考が上手く働かない思考障害や、ささいなことに怒りだす興奮症状等があります。これらの症状は陽性症状と呼ばれ、意欲の低下や引きこもりなどの、エネルギーが無

くなってしまった状態になる陰性症状もあります。

「何かおかしいな」と感じたら

統合失調症には、患者本人が「病気になったことになかなか気づかない」という特徴があります。そのため、妄想や幻聴を訴え、急に変わったようになってしまいうまで、病気だと認識されない場合も少なくありません。家族や友人に何らかの症状が頻繁に起こり、それが続くようであれば専門の病院へ行きましょう。しかし、先ほども言ったとおり、本人は病気だと気づいていないため連れて行くことが困難なことが多くあります。この場合、無理矢理や、だまして連れて行ったりすると家族や病院へ不信感を持ってしまい、その後の治療が上手くいかないことがあります。大切なことは家族が過剰な期待や励ましをせず、病気を理解して本人が感じている生きづらさを軽減させてあげることがです。困ったことや気になることがあれば、静内保健所へ相談ください。月に1回精神科医による「こころの相談」を行っています。（相談無料・要予約）希望の方は静内保健所健康推進課（0146）4210251まで連絡ください。

門別地区 男の料理教室～基本から学ぼう～

男性の方におすすめの料理教室を開催します。お米の炊き方や、おいしいだしのとり方など、町の保健推進員さんと一緒に楽しく料理づくりの基本を体験してみませんか？料理経験のない男性や、これから生活する上で調理が必要になってくる男性、奥様のために…などなど自力で作った料理を皆さんと一緒に味わってみましょう。参加をお待ちしております。

1. 日 時 平成23年11月15日（火）18:00～20:00
2. 会 場 門別公民館
3. 対 象 者 年齢問わず男性
4. 参加費用 1人500円（材料費）
5. 参加人数 定員20名
6. 内 容 ご飯、みそ汁、魚焼き、和え物、酢の物
7. 持 ち 物 エプロン、三角巾

【申込・お問い合わせ先】日高町役場 保健福祉課 健康づくりグループ（電話01456-2-6183）

※申込期間は平成23年10月31日（月）～平成23年11月11日（金）です。
ただし、定員になり次第締め切ります。



去年は天ぷらに挑戦しました。



丁寧な包丁さばきです。

「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか？

すでに、新聞・テレビなどでお知らせされていますが、
消防法が改正され、各市町村の火災予防条例によって、
平成23年6月1日から、**すべての住宅**に
設置が義務付けられました。

煙式



熱式



～なぜ義務化になったの？～

住宅火災で亡くなった人のうち、7割の人が「逃げ遅れ」が原因で命を落としています。また、「逃げ遅れ」が多い理由として、火災が夜間就寝中に発生している例が多いことも原因となっています。

こういった犠牲者の何割かは、火災警報器によって、早めに火災の発生を知り助かった可能性があったのです。なかでも高齢者は、火災で亡くなった方のおよそ6割を占めているのが現状です。

～どこに設置するの？～

取り付ける場所は、「寝室」と寝室が2階などの場合は「階段」にも設置が必要です。(煙感知器)

取り付ける数は、家の階数、部屋数で異なります。

また、義務ではありませんが、安心のために「台所」への設置もおすすめします。(熱感知器)

※感知器は日本消防検定協会マーク付きのものをお選び下さい。



NSマーク



悪質な訪問販売や点検にご注意下さい！

住宅用火災警報器や消火器を対象とした、悪質な訪問販売や点検が急増しています。被害に遭わないよう次の点にご注意願います。

- ① 既存住宅の住宅用火災警報器の設置義務化は、条例で定める日から適用となります。(罰則はありません。)
- ② 住宅用火災警報器は、町内の取扱い販売店もしくはホームセンター等で容易に購入できます。なお、消防署や日高町役場では販売していません。
- ③ 住宅用火災警報器は、個人でも容易に取り付けが可能であるが、設置を業者に依頼する場合は、事前に見積を取るなど納得の上で設置を依頼して下さい。
- ④ 火災警報器の訪問販売は、「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、一定期間は契約の解除が認められています。

☆☆☆「怪しい」と感じたら、その場で断ること！絶対に即決・契約をしないこと！☆☆☆



設置に関するご相談は・・・

消防署予防課予防係 (電話 01456-2-1521)

日高支署予防係 (電話 01457-6-2244)

※日高町ホームページにも掲載しています。